三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	吉田　敏昭
変更後	〃

(2)　変更年月日
平成二十四年九月三日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	吉田　敏昭
変更後	〃

(2)　変更年月日
平成二十四年九月三日

○近畿地方整備局告示第二百五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十月二十六日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号
近畿地方整備局長　24

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社総合確認検査機構

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	島崎　悠

(2)　変更年月日
平成二十四年十月九日

○九州地方整備局告示第百五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十六日

九州地方整備局長　吉崎　収

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四百九十七号

㈢　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員延長
	後別	
松浦市今福町仏坂免字仏坂八八九番一から同市今福町仏坂免字仏坂八二九番五まで	前	一五・五〇～四二・五〇メートル　〇・〇九四キロメートル
	後	四二・五〇～七三・〇〇　〇・〇九四

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

人事異動

内閣

国務大臣に任命する　滝　実
国務大臣
法務大臣を命ずる　滝　実
同
北朝鮮による拉致問題の早期解決を図るため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整を担当させる　藤村　修
同
内閣法第十条の規定による臨時に法務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上十月二十四日）　小平　忠正

法務省

（久留米区検察庁副検事）副検事　田中　啓司
辞職を承認する（十月二十二日）

外務省

（（待命）経済外交担当）特命全権大使　横田　淳
兼ねてイラク復興支援等調整担当を命ずる（十月二十四日）

叙位・叙勲

○叙位

（東京工業大学名誉教授）
従四位に叙する　上羽　貞行
正五位に叙する（各通）　内田　精一　小林太三郎
従七位　石丸　宏　高木　慶一　西山　卓
従五位に叙する（各通）　藤城　順三　西山　徳治
大森　登　岡崎　喜内　森　茂之
西間木寅吉　藤池　久志　黒岩　英雄
山田耕一郎　吉田　友保　藤本　勲　渡　速
正六位に叙する（各通）　岩崎　元臣　君成田幸蔵　工藤　隆
園家　定雄　中川　良介　福田三千穂
山本　的男　横山　稔
従六位に叙する（各通）　漆原　裕　尾山　繁雄　木下　利郎
栗林　武男　関谷　明　畑　幹雄
原崎　茂
正七位に叙する（各通）（以上九月二十日）　八並操五郎
従四位に叙する　石川彌八郎　角田　和宏　山尾　正
従五位に叙する（各通）　川瀬　芳彦　古田土昭二
鈴木　庸夫　山岸　良一
正六位に叙する（各通）　菊地　武夫　黒田　優
白井　俊雄　日野　正行
従六位に叙する（各通）　伊藤　重一　大畑　久昭　戸田喜三幸
正七位に叙する（各通）　堀　政雄
従七位に叙する（以上九月二十一日）　猪岡　武
（大阪教育大学名誉教授）　蛯原　良一
（新潟大学名誉教授）
正四位に叙する（各通）　高橋　三好
（大阪府立工業高等専門学校名誉教授）
従四位に叙する　七條寅之助
正五位に叙する　安樂　久男
正八位　梅津　修甫
従七位　栗田　基和
佐々木清一
本間　忍
従五位に叙する（各通）　阿部　正治　伊波　健藏　假屋　力
熊野　幸德　倉持伊佐男　黒川　績
松舘　完一　松苗富士夫　村上　浩
正六位に叙する（各通）　稲垣　淳三　浦野和紀弘　大林　孝男
佐竹　昇　篠田　良弘　古川　清
馬淵　睦揮
従六位に叙する（各通）　齋藤　英夫　宮嶋　吉衛
正七位に叙する（各通）　川田　善郎
従七位に叙する（以上九月二十二日）　北嶋　英彦
（福井大学名誉教授）
正四位に叙する